平成２１年（フ）第１４７号
岩手県一関市台町16番２号　市営宮沢アパート２―219、旧住所岩手県一関市萩荘字下モ下釜108番地４－Ｆ棟
債務者　小野寺江梨子（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第７２８号
高知県南国市前浜78番地１　前浜第２住宅16号
債務者　植田　美保
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１号
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢82番地１
債務者　細谷　喜一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１４６号
岩手県一関市真柴字中田41番地246　市営中田アパート２―211
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３６号
岩手県一関市千厩町千厩字舘山36番地　サンライズ白石６号、前住所岩手県一関市狐禅寺字川口260番地10
債務者　横尾　昌志
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２１３８号
横浜市鶴見区本町通３丁目163番地13　サンハイツ201
債務者　堀澤　廣行
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５５号
横浜市神奈川区大口仲町165番地の２
債務者　相嶋　　覚
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０５号
神奈川県鎌倉市台1680番地４　グリーンヒル梅沢101
債務者　高橋　美佳（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０５号
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目13番１―201号
債務者　鈴木　日男
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０６号
横浜市南区別所１丁目２番４―304号
債務者　小林眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５４号
横浜市鶴見区矢向１丁目20番49号　ハイツ矢向Ｂ棟103
債務者　小酒井健一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５９号
横浜市神奈川区旭ケ丘24番３号　大沢荘１Ｆ
債務者　小野　正則
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９１号
神奈川県大和市深見3539番地　大和ビタビレッジＢ―202
債務者　宮本　晋典
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５号
静岡県富士市平垣町４番５号　レオパレス平垣204号、前住所静岡県富士市青島223番地の１
債務者　大野　由江
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１５５９号
名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地　戸田荘11棟405号、住民票上の住所愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目85番地　Ｅｓｐｏｉｒ鷹居Ａ―101号
破産者　相馬　綾乃（旧姓田口）
1　主文　当裁判所が平成21年７月２日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地　戸田荘11棟405号」とあるのを「名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地　戸田荘11棟405号、住民票上の住所愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目85番地　Ｅｓｐｏｉｒ鷹居Ａ―101号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年９月２日
名古屋地方裁判所民事第２部